

合同会社 NWE-09インベストメント「(仮称)紀の川風力発電事業環境影響評価方法書」に係る審査書

電気事業法第46条の5の規定に基づき、平成30年2月13日付けで合同会社 NWE-09インベストメントより届出された「(仮称)紀の川風力発電事業環境影響評価方法書」の審査書(発電所の環境影響評価に係る環境審査要領1.(2)⑤)は以下のとおり。

1. 環境審査

- (1) 方法書についての意見の概要及び事業者の見解 * 平成30年6月1日
- (2) 和歌山県知事意見 * 平成30年7月17日
- (3) 環境審査顧問会風力部会(第11回)
* 平成30年7月26日

①補足説明資料

②環境審査顧問会での主な指摘事項及び事業者対応方針

顧問の指摘	事業者の対応方針
・渡り鳥調査の視野図で、対象事業実施区域の真ん中が抜けている。全域をカバーできるように検討すること。渡り鳥の調査については、(仮称)海南・紀美野、(仮称)紀の川の2事業を合わせた全体の影響を把握できるように調査地点の配置を検討すること。	・東西の猛禽類の渡りルートを把握することを主な目的として調査地点を設定しましたが、対象事業実施区域を十分カバーするよう、希少猛禽類の調査地点を設定することや、現地にて視野が取れる場所が確認された場合には新たに調査地点を設定することといたします。また、当該地域は渡り鳥のルートがみられる地域であること、2事業が比較的近い距離で東西に位置していることから、2事業を含むエリアの渡りルートを把握できるよう、調査地点の配置について検討いたします。
・既存資料の植生図に基づいた調査地点の選定になっているが、現地調査に基づいた植生図を作成し調査地点の選定の見直しをおこなうこと。面積が小規模な植生区分について、調査地点を1~2点	・現地調査を実施する際には、先行して植生調査を実施し、現地調査に基づいた植生図を作成した上で、調査地点の選定の見直しを行います。ま

のみとせずに、定量性が担保できる調査計画を検討すること。	た、定量性が担保できる調査計画を検討いたします。
・渡り鳥調査地点について、対象事業実施区域から離れた地点が多く、対象事業実施区域の中に設定されてない。無駄をなくして重要なところに調査地点を設定するよう検討すること。	・東西の猛禽類の渡りルートを把握することを主な目的として調査地点を設定しましたが、対象事業実施区域を十分カバーするよう、希少猛禽類の調査地点を渡り鳥の調査地点としても設定することや、現地にて視野が取れる場所が確認された場合には新たに調査地点を設定することといたします。

(1)～(3)の資料については、下記 URL を参照。

http://www.meti.go.jp/committee/kenkyukai/safety_security.html#kankyo_furyoku

2. 大臣勧告

特定対象事業に係る環境の保全についての適正な配慮がなされるよう、和歌山県知事の意見を勘案するとともに、意見の概要及び当該意見についての事業者の見解に配慮し、また、環境審査顧問会風力部会等の意見を踏まえ、別添のとおり勧告を行う。